

## 介護者の感染により在宅での生活が困難となった要介護高齢者の 短期入所施設での受入れ促進制度の概要

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

### 1 制度の目的

本制度は、在宅の要介護高齢者を介護するご家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院や宿泊療養になったことにより、要介護高齢者が濃厚接触者となり、在宅でお一人となった際、訪問サービス等を活用しても生活の継続が困難な場合に、短期入所施設での受入れを促進するため、感染対策を十分行った上で受入れを行う短期入所施設に対し、協力金による支援を行うものです。

### 2 要介護高齢者受入施設協力金について

#### (1) 協力金の趣旨

当協力金は、濃厚接触者となった要介護高齢者を受入れた短期入所施設が、当該濃厚接触者に対し、感染者と同等の感染対策及び定期的な検査を行うための費用として、交付を行うものです。

#### (2) 協力金の内容

在宅要介護高齢者の受入れ1日あたり 14,000円

(濃厚接触者の方が発症する可能性がある期間を考慮し、一人あたり15日間を上限とします)

#### (3) 協力金の交付

- ・県からの依頼を受けて、要介護高齢者の受入れを行った施設に交付を行います。
- ・交付手続きについては、後日お知らせする交付要綱を確認してください。

### 3 濃厚接触者となった在宅要介護高齢者の受入れに関する留意事項について

#### (1) 受入れの流れと手続きについて

- ・該当する高齢者の方が発生した場合、別紙2及び3に基づき、県高齢福祉課から、事前登録のあった受入れ協力施設に連絡し、空き状況の確認を行い、その上で空床がある施設に対し、担当ケアマネージャーが実際の受入れの調整を行います。(調整の結果、受入れ可能な場合に受入れを行っていただきます。)
- ・受入れる方については、通常の介護サービス利用者として、契約等の手続きを行ってください。
- ・また、必要に応じ、運営基準に基づいて施設サービス計画の作成等を行ってください。

#### (2) 感染対策について

受入れを行う要介護高齢者は、原則として濃厚接触者に該当し、ご家族等の感染に伴うPCR検査により、陰性の結果となっているものの、今後陽性となる可能性がある方となります。

そのため、万一感染されていた場合に、職員及び他の利用者への感染拡大を防ぐため、施設として以下のとおり最大限の感染対策の実施をお願いします。

## 濃厚接触者を受入れた短期入所施設の感染対策のポイント

### ①個室対応

- ・濃厚接触者の方は、個室対応としてください。
- ・できる限り、その方が陽性の方と最後に接触のあった日の翌日から14日間は、個室での食事、排泄、清拭を行ってください。
- ・浴室のシャワー等を行なう場合は、他の利用者と接触されないよう、慎重に行ってください。

### ②対応する職員の個人防護具の着用

- ・濃厚接触者の方に対応する場合は、マスクに加えフェイスシールド又はゴーグル、キャップを常時着用してください。
- ・食事、排泄の介助等、ご利用者の身体に直接触れて行う介護を行う場合は、上記に加え、ガウン、手袋を着用してください。
- ・喀たん吸引を行なう場合は、N95マスクをサージカルマスクのインナーに着用してください。
- ・ガウンと手袋は、個室の前に用意し、部屋に入る前に着用し、部屋を出るときに脱いで出るようにしてください。
- ・個人防護具を適切に使用し、職員の安全を守るためには、着脱手順が重要となります。県が実施した感染症対策専門家による研修動画を参考に、正しく着脱をお願いします。

### ③個室等の感染対策

#### [換気]

- ・濃厚接触者の方の個室は、エアコン以外の通常換気扇を常時稼働し、出入り口を少し開けて24時間換気してください(部屋に空気取入れ口があれば、ドアを閉めていてもよい)。
- ・換気扇が無い部屋であれば、1時間に2回、各5分程度窓を開けて換気を行ってください。扇風機やサーキュレーターを部屋の外に向かって常時稼働させることも有効です。

#### [寝衣、リネン、ゴミの取扱い]

- ・当該個室からの寝衣、リネン、ゴミは、ビニール袋に包んで72時間放置すれば、万一濃厚接触者の方が感染されていたとしても、72時間で新型コロナウイルスは死滅するため、その後は安全に処理することができます。
- ・ただし、寝衣、リネンは、ビニール袋に包んで運び出し、72時間経過しなくても家庭用洗濯機で通常の洗濯を行うことで消毒可能です。

#### [食器]

- ・食器については、手袋を着用した上で通常どおり下膳、食器洗浄行程に回せば問題ありません。ただし、できれば使い捨て容器とすることが安全・安心な対応となります。

### ④利用者及び職員の体調管理の徹底

- ・受入れた方は、体調確認を徹底し、少しでも異変があれば、保健所や医療機関に相談してください。
- ・また、それ以外の利用者、職員の方についても、体調管理を徹底し、少しでも異変があれば医療機関の受診や出勤停止等の対応をお願いします。

### ⑤定期的な検査

- ・濃厚接触者の方については、体調に変化がなくても、前の検査から5日間後程度での検査を行うことが安心ですので、施設内での検査の実施を推奨します(検査費用は協力金に含まれています)。

#### ※県からの支援について

協力金以外にも、県から個人防護具の供給や、人材確保・消耗品購入等のための補助金による支援を行います。詳しくは県高齢福祉課までお問い合わせください。